

平成 30 年 4 月 27 日

各 位

所在地：東京都文京区弥生二丁目 1 1 番 1 6 号
(東京大学大学院工学系研究科総合研究機構内)
団体名：一般財団法人 情報法制研究所
代表者：理 事 長 鈴木 正朝
U R L : <http://www.jilis.org/>

「インターネット上の海賊版サイトに対するブロッキングの実施について」 に対する意見の発表

一般財団法人情報法制研究所（東京都文京区、理事長：鈴木正朝、以下 JILIS）は、JILIS 情報通信法制研究タスクフォースにおきまして、現在一部の民間企業において検討されているプロバイダに対する著作権侵害サイトのブロッキング実施について、研究者による法的な検討を行い、意見をとりまとめましたので、お知らせいたします。

一般財団法人情報法制研究所 JILIS（ジリス）とは

Japan Institute of Law and Information Systems の略で、正式には「一般財団法人 情報法制研究所」といい、2016 年に情報法制に関する研究と政策提言を目的として設立された研究組織です。学を中心として政官産民の連携を図りながら、日本の将来を見据えた合理的な政策提言を行う実践的な活動を行うことを目指しています。

なお、JILIS 評議員及び理事有志が発起人となって 2017 年に「情報法制学会」（ALIS）が設立されました。研究者による学術研究団体であり、学会誌『情報法制研究』（有斐閣）を年 2 回発行しています。JILIS とは姉妹団体になります。

なお、ここで「情報法制」とは、法学分野に限定することなく、情報工学、経済学、経営学、政治学、社会学、情報学、教育学といった広い視点から学際的に「情報に関する政策論」も射程に入れた広い意味を込めて使っています。

NTTグループ「インターネット上の海賊版サイトに対する ブロッキングの実施について」に対する意見

4月23日にNTTグループから「インターネット上の海賊版サイトに対するブロッキングの実施について」と題して、「サイトブロッキングに関する法制度が整備されるまでの短期的な緊急措置として、海賊版3サイトに対してブロッキングを行うこととし、準備が整い次第実施」する旨の発表がありました。

一般財団法人情報法制研究所（以下 JILIS）としては、本問題について4月11日付けで公表した「著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言」で指摘した法的課題が依然として解決されていないことに加えて、すでに当該海賊版3サイトへの接続やコンテンツの閲覧ができなくなっている現在の状況においては、事業者が自主的な判断によりサイトブロッキングを実施することは、利用者一般の「通信の秘密」を侵害し、電気通信事業法に違反する疑いが強いと考えております。

なお、4月13日に開催された知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議において決定された「インターネット上の海賊版対策に関する進め方について」では、NTTグループが対象にしようとしている海賊版3サイトをブロッキングすることについて、緊急避難による違法性阻却が成立するとは明言されていないことを付言します。

JILISでは一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会と共催で、4月22日に各界の有識者を集めて本問題に関する公開シンポジウムを実施し、サイトブロッキングを含めた著作権侵害対策のあり方について大きな成果を得たところです。JILISではこの成果を踏まえ、通信の秘密や表現の自由に配慮した実効的な著作権侵害対策のあり方を、早期に提言できるものと考えております。

各電気通信事業者におかれましては、電気通信事業法を遵守し、緊急避難を根拠として海賊版サイトのブロッキングを実施することのないよう、そして、JILIS及び他団体の提言を踏まえて整備されるであろう適法かつ実効的な仕組みに基づいて、著作権侵害対策を実施するよう、求めます。

以上

本件についての問い合わせ先

一般財団法人情報法制研究所 専務理事／事務局長 江口清貴
東京都千代田区永田町二丁目17-17 AIOS 永田町312号室
電話番号；070-3811-9024 E-mail：jilis@jilis.org